

消費税転嫁対策講習会のご案内

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平成26年4月から消費税率の引き上げが決定され、中小企業・小規模事業者が消費税を円滑に転嫁できるよう、平成25年10月より「消費税転嫁対策特別措置法」が施行されました。

消費税率の引き上げに際して、消費税を円滑に転嫁できるかどうかは中小企業者にとって大きな懸念事項の一つです。

それを踏まえまして、当社では、実務において役立つ情報をご提供できますように、講習会を開催することに致しましたので、ご案内させていただきます。

講習会へのご参加お待ちしております。

テーマ： 消費税転嫁対策特別措置法とは

- ①買ったたきなどによる消費税の転嫁拒否等について
- ②広告宣伝や値札の表示に関する禁止事項や特例事項について
- ③消費税の実務上の注意点

講師： 鈴木恒夫税理士事務所 中野 研

日時： 平成26年1月27日(月) 18:00～19:30

会場： ひたちなか商工会議所 5F 501号室
ひたちなか市勝田中央14-8

参加費： 無料

定員： 30名 ※申込期限 **1月24日(金)**までにお申込み下さい
お申込み頂いた方にはFAXにて会場案内をお送り致します

主催： 株式会社鈴木経営センター/鈴木恒夫税理士事務所
tel:029-271-3232 (担当：小林・林)

----- 切り取らずにFAXして下さい -----

参加申込書

FAX：029-275-4500

貴社名：	ご参加者名：
ご住所：	電話：
	FAX：

ご記入頂きましたお客様の情報は、当社が開催するセミナー及び相談会・経営サポート提供などのご案内・情報提供にのみ使用致します。